

平成24年度第2回たづくり・グリーンホール利用者懇談会（平成24年11月8日）要望事項等対応表

平成24年11月8日現在

	意見・要望等	財団の当日の発言
1	<p>（平成23年11月10日にいただいたご意見ご要望で今回の懇談会までやりとりが続いているもの）</p> <p>1 平成23年11月10日のご要望 財団報「ぱれっと」における利用者懇談会の紹介について、毒にも薬にもならない議題だけを書いていることが多いと感じる。スペースをもっと大きくし、財団にとって耳の痛いことがこうなりましたというようなことも書いていただきたい。そうすれば、こういう発言があって、こういうふうに動きが変わったという利用者懇談会の効果を皆さんに知ってもらえると思う。</p> <p>2 平成24年6月16日のご要望 5・6月号で利用者懇談会の記事がなかった。紙面の制限と言うが、利用者懇談会の記事が載せられない紙面配分ではない。また、利用者懇談会の議題を掲載する際は、この場で出た話でこういうふうな運営が変わったと、出ればこういう効果がありますよというのを読者に理解してもらえる内容にしてもらいたい。 だから特に、財団にとって耳の痛いことをあえて書いてください。</p> <p>3 平成24年11月8日のご要望 要望に応じていただきありがとうございます。ただし、例えば平成20年8月号の財団報「ぱれっと」では、理事会及び評議員会に外部</p>	<p>1 平成23年11月10日のご要望を受け、その後の回答 財団報「ぱれっと」は、財団事業の告知の場でもあることから、利用者懇談会以外にも幅広い情報を取り扱っています。市民に様々な財団情報をお届けするための紙面割ですので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>2 平成24年6月16日のご要望を受け、その後の対応結果 ご指摘いただいた内容を9月号に掲載しました。 今後とも他の記事との兼ね合いを図りながら、わかりやすい記事の掲載をしていきます。</p> <p>3 平成24年11月8日の回答 これまでも議題のみ、またはQ&Aの形式などいろいろな形で掲載したときもありますが、簡素化しているためわかりづらいこともあり</p>

	<p>の人間を傍聴させるかどうかという議題が載っている。議題だけでは見る人は内容がよくわからないので、なぜそういう要望が出てきたかということもあわせて掲載しないと、単に載せたということだけになる。議題だけ載せて、それで載せましたということにはならない。</p>	<p>ます。できる限りわかりやすい形で載せていきたいと思っています。</p>
2	<p>(平成24年6月16日に未回答または回答を繰り延べしたご意見ご要望)</p> <p>1 平成24年6月16日の出席者の発言 801会議室を映像シアターの附随施設にしてほしい。</p>	<p>1 平成24年6月16日の財団側の回答 ご意見として承ります。</p> <p>2 平成24年6月16日のご要望を受け、その後の対応結果 その後、貸館利用者アンケートを実施する中でも同様のご意見をいただきました。併せて平成22年度及び平成23年度の施設利用の実績などを検証した結果、附随施設として貸出しを行えば利便性も高いと判断しました。 801会議室を映像シアターの附随施設として貸出しを行うには、「調布市文化会館たづくり条例施行規則」の改定が必要であるため、施行規則の改定を市に要望しています。</p> <p>3 平成24年11月8日の回答 市に要望し、来年の4月1日から規則改正できると返答をいただいています。その告知も含め年明け過ぎぐらいから周知させていただく予定です。来年8月の映像シアター利用分から801会議室を優先的にご利用いただけます。告知は財団報「ばれっと」等と1階で行う予定で考えていますので、よろしくお願ひします。</p>
3	<p>(項目2を受けてのご意見) なぜ映像シアターと801会議室の予約時期に差をつけているのか。</p>	<p>映像シアターはホール系施設という扱い、801会議室は会議室系と</p>

	<p>同時期でもよいのではないか。</p>	<p>して現在は扱っていますが、ホール系施設と会議室系施設は予約できる時期が違ってきます。ホール系施設については13ヵ月前から予約可能ですが、会議室系は4ヵ月前からの予約となります。そのため現在では、映像シアターを一番早い段階で予約した時点では、801会議室を予約できない形になっています。</p> <p>他の会場で申しますと、12階の大会議場は、1201～1203会議室が施行規則上、附随施設となっている関係で、大会議場を予約した時点でその会議室3つを同時に予約することができます。しかし現在映像シアターは801会議室が附随施設となっておらず、大会議場と12階会議室のような同時予約ができません。そのため、規則の改正により、利用しやすくなると考えています。</p> <p>ホール系の施設では多人数を招くイベントを実施することが多く、長い準備期間が必要であると考えているため、13ヵ月前からの予約としています。一方、会議室系施設は、あまり早くから申込みできるようにすると、恐らく多くの団体の活動予定はそれほど前には決められない中で、事前に予定を決めることができた一部の団体ばかりが予約できるようになってしまいます。</p> <p>そのような事情により、予約開始時期に差をつけざるを得ないところがあります。</p>
4	<p>(平成24年6月16日に未回答または回答を繰り延べしたご意見ご要望)</p> <p>1 平成24年6月16日の出席者の発言 評議員会、理事会の傍聴許諾について、評議員会と理事会で議決する際、なぜ傍聴希望が市民から出ているかという理由について評議員会、理事会で報告すべきである。</p>	<p>1 平成24年6月16日の財団側の回答 改めて今日ご要望をいただきましたので、説明していきたいと思えます。</p>

<p>3 平成24年11月8日のご要望</p> <p>平成24年7月20日の議事録を読み、事務局として理事会及び評議員会に事実の報告がなされていない状態で理事及び評議員が判断したのではこういう結果になるだろうと思う。</p> <p>その理由の1つは、議事録の11ページの真ん中で吉田常務と思われる理事が、チケットをただでばらまいたというのは事実ではないという説明をしており、他の理事及び評議員はそういう内容で理解している。私は、平成22年4月28日の第1回理事会の議事録により、チケットのばらまきはあったと解釈している。そういう議事録がありながら、理事がばらまきという事実はないと理事会で発言しているのはどうかということ。</p> <p>もう1つの理由は、同じく7月20日の議事録に、傍聴拒絶の理由として、人事関係の話が出るからというのが書いてある。私は人事のときには退席しますと今まではっきり申しあげているし、これまでの利用者懇談会に参加した方は皆、私のその発言を聞いている。そのことをなぜその席で発言しないのか。これを言わないと、理事及び評議員は正しい判断ができないと思う。</p> <p>だから、理事会及び評議員会での事務局の説明は事実に基づいたものにしてほしいということを申しあげている。</p>	<p>2 平成24年6月16日のご要望を受け、その後の対応結果</p> <p>平成24年7月20日開催の臨時理事会において再度説明し、理事に確認したところ、改めて平成23年4月28日に開催した定時理事会での「理事会傍聴の件」の決議結果である、理事会は非公開とすることを確認しました。なお、今後傍聴の必要性が生じた状況においては、これを検討することを確認しました。</p> <p>3 平成24年11月8日の回答</p> <p>チケットのばらまきについて、チケットを無料で、ある意味不特定多数の方に多く流しているということは決してやっております。</p> <p>招待をさせていただく中で空席が減るような努力はしています。この招待というのは、マスコミの関係者や公演を行う制作者サイドの方たちに対してのもので、このようなことは基本的にはどこの団体もやっていることだと思います。そういう意味での努力はさせていただいていますが、広く全く関係ない不特定多数の方にチケットを無料で配ることをして会場を埋めるということは決して行っておりません。ばらまきはやっていないと解釈していただければと思います。</p> <p>当財団の理事会及び評議員会では、経営上の機密、施設の管理及び事業の管理等、非常に幅広い内容について審議を行います。そういう状態で全体を見たときに、傍聴者の方がいらっしゃるときにはなかなか発言しにくい部分があるということを申しあげたのだと思っております。</p>
--	---

	<p>私は何でもかんでも傍聴させろと言っているわけではない。傍聴希望の根拠は、消費税の還付分で事故車両の新車を買ったり、チケットのばらまきをやるなどしていることについて、我々納税者としてはこんなことで本当にいいのだろうかと思うことにある。理事が理事会の中で、「傍聴をさせろと言うのは、そういう不信感が財団に対してあると思われまます」と発言している。私は、名前は挙げないが、今まで市長に対して2回、財団幹部が虚偽の報告をしているということを直接知っている。そういう意味で不信感を抱いている。</p>	
5	<p>(項目4を受けて)</p> <p>理事会と評議員会の傍聴は、もう許可されていると思っていた。</p> <p>今は市議会、各委員会及び教育委員会など、税金で運営されているところは傍聴できるようになっている。たづくりも税金で運営されているのに、理事会と評議員会の傍聴許可が出ていないということに驚いた。原則傍聴できることが大前提だと思う。項目4で人事のことが問題になっていたが、私は教育委員会を何年間か傍聴しており、人事のところは外に出されたが、それについて誰も文句を言わない。市議会や委員会でも、ここからは傍聴できませんと出されるが、それは当たり前前で、そのようなことを理由にしていること自体がたいへんおかしい。</p> <p>また、先ほど傍聴者がいると発言しにくいという理事の話があった。私は、そういうことを言うこと自体が信じられない。市民が見ているからちゃんと発言しなければということになるわけで、そういうことを理事会で言うこと自体がおかしい。</p> <p>もし傍聴が前提になっても、私も傍聴に行くかというとな難しいとは思いますが、原則は市民が誰でも傍聴できるということは大前提だと思う。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>

6	<p>(平成24年6月16日に未回答または回答を繰り延べしたご意見ご要望)</p> <p>1 平成24年6月16日の出席者の発言</p> <p>たづくりの諸室利用の際、参加費の徴収禁止と物品販売の禁止をされるが、参加費と物品販売を許可できないのか。</p>	<p>1 平成24年6月16日の財団側の回答</p> <p>文化会館たづくりは、条例上、営利目的で金銭が徴収できるのはくすのきホールのみとなっています。</p> <p>ただ、実費をまかなうためのものであり、利益が出ないのであれば参加費徴収を認めていることがあります。会館で決めている一定のルールがあります。</p> <p>次回の利用者懇談会で提案します。</p> <p>2 平成24年11月8日の回答</p> <p>現状と課題についてご報告した後に、提案という形で申しあげます。</p> <p>現状と課題です。現在は、調布市文化会館たづくり条例第8条の第2項により、営利目的でたづくり内をご利用できるのは、くすのきホールのみです。その規定の解釈から、原則金銭の取扱いは他のお部屋についても禁止としながらも、実費程度の範囲内は営利に当たらないという形で入場料等の取扱いをお願いしてきました。しかし、利用団体にとっては、原則金銭の取扱いが禁止されており、その結果、必要な範囲での経費等も賄うことができず、各団体の運営において課題があるものと財団では認識しています。</p> <p>今後については、たづくり内で参加費などの入場料等を徴収することは原則禁止しません。皆様が活動しやすい環境を提供するため、いかなる運用が適当であるか、この間、調布市と協議を進めてきました。その結果、参加費などの入場料等の徴収が直ちに営利を目的とすることとは言えないことから、入場料の取扱いは、その団体の活動に鑑みた取扱いをすることが適当と考えるに至りました。</p>
---	--	--

		<p>しかし、運用においては、案件ごとにその性質を鑑みながら判断する必要があり、その際は指定管理者として、営利を目的とした入場料等の取扱いについては厳しく臨んでいきたいと考えております。その中で条例等の遵守に努めていきます。</p> <p>以下、対応表の事例について回答します。</p> <p>【参加費徴収と物品販売について】</p> <p>たづくりの諸室利用の際、参加費の徴収禁止と物品販売が禁止とされているが、参加費と物品販売を許可できないかというご希望について。</p> <p>参加費については可とします。ただし、物品販売については、営利を目的とする要素が強いこと及び団体の設立目的との関連性を示すことが困難であることから、不可と考えます。</p> <p>【映像シアターでの上映会時の入場料徴収について】</p> <p>映像シアターで上映会をする際に、入場料をとれるようにして欲しいということについて。入場料がとれないとフィルム代の実費が賄えないという件に関しましては、入場料をとっていただいて可とします。</p> <p>【障がい者の作品販売について】</p> <p>福祉団体である作業所の作品展示（クッキー、組み紐等）における販売について、利益を得るためではなく福祉作業のひとつと考えられるため可です。ただし、食品等の提供については、保健所への申請が必要な場合及び施設内を汚損する可能性による施設美観維持のためにお断りすることがあることをご了承ください。</p>
7	(平成24年6月16日に未回答または回答を繰り延べしたご意見ご要望)	

	<p>1 平成24年6月16日の出席者の発言</p> <p>映像シアターで上映会をする際に、入場料を取れるようにしてほしい。入場料が取れないとフィルム代等の実費が賄えない。</p>	<p>1 平成24年6月16日の財団側の回答</p> <p>文化会館たづくりは、条例上、営利目的で金銭が徴収できるのはくすのきホールのみとなっています。</p> <p>もし条例がくすのきホール以外も金銭徴収が可能となったとしても、映画を上映する場合に、興行場法という法律を設備面でクリアできるのがくすのきホールしかありません。そのような面から、入場料を徴収して利益に充てるということは、今までは認めていません。</p> <p>いわゆる営利という目的で参加費をとるといのはお断りしていますし、あとは、不特定多数の方をお招きして、その参加者からお金をとるといのは、計算が難しいため、それもお断りをしている状況です。</p> <p>2 平成24年11月8日の回答</p> <p>項目6をご参照ください。</p>
8	<p>(平成24年6月16日に未回答または回答を繰り返し延べしたご意見ご要望)</p> <p>1 平成24年6月16日の出席者の発言</p> <p>ハートふえるコミネットみんなのまつりにおいて、作業所の作品展示を行った。作品管理のためにつけている名札の裏に値段が書いてあったため、たづくりのスタッフに注意された。そもそも公立文化施設で障がい者の作品販売ができないというのはおかしい。このようなことがないようにしてほしい。</p>	<p>1 平成24年6月16日の財団側の回答</p> <p>公共施設での入場料や物品販売は十分な議論が必要であると思います。調布市も含めて検討します。</p> <p>また、入場料や物品販売の禁止に関する運用管理については、何千という団体が登録している公共施設であることもご理解いただきたいと思います。</p> <p>2 平成24年11月8日の回答</p> <p>項目6をご参照ください。</p>
9	<p>(項目6～8の財団の回答を受けて)</p>	

	<p>まず、市民活動というものをどのように定義するか、そこからやっていけないといけないのではないか。</p> <p>市民活動を定義し、その中で、例えば値段をつけるのであれば市価の大体半額以下にするようになど、基準をもう少し作っていくべきだと思う。</p> <p>事例ごとにケース・バイ・ケースで裁判のように運用するのもいいが、たづくりは市の建物なので、もう少し基準を作って欲しい。基準なく、ただその時その時ケース・バイ・ケースで作っていると、人により判断が変わり、後で整合がとれなくなり、もっともめるのではないかと思う。もう少しその点を考えて欲しい。</p>	<p>判断基準である営利目的か否かについては、大きく営利という言葉には、例えば団体や企業もそうですが、個人への利益の分配という考え方があり、そのような場合は必然的に営利目的という判断をする必要があると思います。</p> <p>たづくりやグリーンホールをご利用の減額団体の数は約450ですが、その団体には、会計報告を出していただく中で、市民活動の非営利か否かということを押見しています。</p> <p>そのような形でその活動自体が営利ではないということの一定の判断はしているつもりです。</p>
10	<p>(項目6～9の財団の回答を受けて)</p> <p>条例は変えないのか。条例はそのまま、解釈が変わるということになるのか。条例を変えられないのであれば、規則や細則等の市議会に諮らなくてもよいものに明文化して、誰が見ても判断を間違えないものをどこかに作ってほしい。</p> <p>例えば「担当が替わったので厳しくやります。やっぱりこれはそうは解釈できませんでした」という方向に変わることを我々は非常に危惧している。我々にもこれで後戻りしないような形が残されていると、我々あるいは市民活動をする者としては非常に安心に感じる。</p>	<p>■財団側の回答</p> <p>条例については一般的に以下に申しあげる程度の書き方が大体標準です。こういう施設関係の条例は、たづくり条例では、第8条、使用制限という項目の欄にあります。使用を承認しない項目として、例えば、公益を害し風俗を乱す恐れがあるとき、管理上支障があるとき、営利を目的とする時などがあります。これは本当に一般的な内容で各市町村変わりはないようです。</p> <p>項目6～8の話は、運用で行うことになると思います。</p> <p>財団側は責任をもって発言していますので、今日の会議の内容は議事録で記録していますし、皆さんが証人になっています。要望事項等対応表にも記していきますので、まずそこでほぼ明文化されたものということになると思います。</p> <p>ご心配のお気持ちは十分伝わりましたので、まず動かしてみて、また不都合があれば、そこで考えさせていただく形でまずは進めていきたいと思っています。</p>

		<p>■調布市側の回答</p> <p>誰がどの時期に対応しても同じ事務の流れになるよう、市と財団でしっかり協議していきたいと思っています。</p> <p>申込み時点で参加費徴収の可否を伺い、参加費徴収の場合には実費に間違いのないこと、参加費の価格について申告をお願いする措置も考えています。</p> <p>そのように一般常識の範囲と考えられるところで確認をさせていただき、その後虚偽がわかった際や疑わしい時などは、そのイベント全体の収支の提出をお願いすることも考えております。</p> <p>今後、現場でヒアリング等をしていくのは財団の職員なので、市と財団でしっかり協議をいたしまして、皆さんにご迷惑がかからないように、不信感を抱かれないような運営を一緒になって考えていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
11	<p>映像シアターの技術を管理する職員に、とても厳しい言い方をされた。専門家としての自負があるからか。</p> <p>また、怒鳴るわけではないが、しゃくし定規な扱いもされる。</p> <p>たづくり内の映像関係の専門スタッフは委託していると聞いたことがあるが、財団とは会社が違うからそうになってしまうのか。</p>	<p>視聴覚業務と舞台業務については専門の業者に仕事を依頼しています。あくまで私どもが運用している中で、専門の部分については専門の業者を入れているという形ですが、礼節を欠いていたのであればお詫びしなければならないと思います。</p> <p>また、しゃくし定規にやっているということについては、例えば入場料をとってはいけないということは、財団がそのように指示をしているため、ルールを受託業者として厳守しているのだと思います。 今後は、項目7でご提案させていただいた内容で入場料可になれば、そのような厳しいことは言わなくなると思いますが、専門分野に長けているためにそのような態度をしているのであれば、改めてこちらから指導していきたいと思います。</p>
12	1 1階のサークルロッカーを増やしてほしい。抽選がなかなか当たら	予算の許す限りにおいてそのようなご要望には応えていききたいとは

	<p>ない。</p> <p>所属しているのは団体では、毎回重い荷物を数多く用意しなければならない。そうすると、ロッカーがないとどうしても困る。今割り振られているのは小さいロッカーなので、必要な道具が入らない。</p> <p>現在のところは同様の活動をする他団体のロッカーをお借りできているが、いつまでもそうはいかないだろうと思っている。</p>	<p>常々考えています。ただ、サークルロッカーには空きがあるのが実情で、満杯ではありません。</p> <p>財政的には厳しい状況の中で、現状で満杯ではないという運用の状況でロッカーを増設することは難しいです。</p> <p>個別に話を伺わせてください。</p>
13	<p>私は会議室やみんなの広場を利用しており、今日はたづくりが大変利用しやすいということについてお礼を言うために伺った。</p> <p>最初の時は保育室が使いづらかったり、12階の展望室が飲食禁止で不便を感じる場所があったが、恐らく利用者の意見を入れてくださったのだと思うが、大変使いやすくなっている。</p> <p>所属のグループの中で他の区市町村の公共施設を利用する場合もあるが、比べてみても格段にたづくりは使いやすい。調布でよかったなと思ったので、こういう意見も伝えたいと思い、今日は思い切って伺った。</p> <p>たづくりの中に図書館が入っていることも大きいとは思いますが、会議室などに用がないときでも来られる空間があることがとても良いと思っている。会議室は本当に予約が大変で、本当はどこかをつぶしてでも会議室を作りたいと言う声もあるとは思いますが、これだけ空いている空間があるということが逆に良いと思っており、そのことも伝えたいと思ってきました。</p>	<p>ありがとうございます。</p>
14	<p>この懇談会は利用者の声を聞いて、より良くしていくためにやっていると思うが、今回参加して、率直に言って大変威圧感を感じている。財団側の出席者が多いと感じる。意見を聴くのは2人くらいで十分ではないか。ここは議会でも裁判所でもないのだから、もう少し気楽に話し合える形にしなかったら、一部の人が来ないということになり、結局は</p>	<p>これまでの経過として、皆さんからいただいたご要望にその場でしっかり答えられるようにという趣旨もあり、管理職が中心となって出てきていましたが、多少威圧感があるというところは確かにご指摘のとおりかもしれません。</p>

	<p>一部の意見しか吸い上げられないという気がする。もう少しやり方を変えたほうがいいのかということを感じた。</p> <p>このような形の場合と、もっとラフでやわらかい感じの場合と、場が2つあってもいいかもしれない。</p>	
15	<p>(項目14を受けて)</p> <p>2 1を受けて項目14以外の回答</p> <p>現在の市及び財団出席者数は必要であると考え。参加者が集まらないのは市民側が悪いのであり、それにより市と財団の人数を減らす必要はない。なるべく多くの人に出てもらいたい。人数の都合上現在の出席者数が上限だとは思いますが、むしろ理事や担当者にも出てもらいたいぐらいの気持ちでいる。</p>	<p>1 項目14を受けて、財団側から参加者へのご確認</p> <p>懇談会というのに少し威圧感がある、財団側出席者が多いというお話について。次回は財団側出席者を少し減らしてもよろしいでしょうか。</p>
16	<p>たづくりの中で、特に図書館の中が多いが、そばにいて大変匂いがあるような方がいる。図書館の方にも何回か言ったことがあるし、公共施設ではなかなか難しいことはわかるが、どのように考えているのかをお聞きしたい。</p> <p>また、他の市や公共施設ではどのような取組みをしているかなど、調べたり、連携して何かいい方法を考えて欲しい。</p>	<p>ご指摘の内容は、公共施設において難しい問題と感じています。会館入り口に、「酒気帯び及び大きな声で騒ぐような方は退館していただきます」という表示はしていますが、ご指摘の香りの件に関してはなかなか難しいところで、警備の方でも確かに頭を悩ませているところです。</p> <p>他の公共施設の方々と会う機会にやはりそういったお話はするのですが、同じような課題ですねというお話をしております。</p>
17	<p>12階の大会議場を予約したい時に、附随施設の1201～1203会議室が先に予約で埋まっていることがあり、このことにより大会議場が借りられないということがある。改善してもらいたい。</p>	<p>行政もしくは関係するところが優先予約という形で1201～1203会議室を予約していると思います。その交通整理については財団でしっかり行い、例えば3階の会議室等をご利用いただくように誘導していきたいと思っております。申し訳ございませんでした。</p>

18	<p>■市民カレッジの担当者の動きが非常に良くなってきた。以前は暗くして映写を予定しているにもかかわらず遮光カーテンが空いていたり、講師がピアノをお使いになる予定がありそうなのに、ピアノの鍵がかかったままであるというようなことが時々あった。しかし、この頃はそれが全く無くなり非常にありがたく思っている。</p> <p>■良い公開講座は繰り返してでも開講していただきたい。10月12日に、認知症の関連で杏林大の神崎先生のお話があり受講したが、非常に要領良く短時間にまとめられていた。定員に満たない講座だったが、同じ講座でいいので、良い講座は2回、3回続けてやっていただきたい。</p> <p>■前回は申しあげたが、財団から出る書類、あるいは発行されるメールは作った人だけではなく、必ず誰かが見てチェックした上で発行していただきたい。</p> <p>3例述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1例目。市民カレッジのインターネット申込みの際、返事がメールで来るが、その内容が「受講申込みを受け付けました。身に覚えのない方は、覚えがない旨を折り返しご連絡ください」というもの。「身に覚えがない」というのは悪いことや不都合なことに使う言葉であり、財団から出る言葉としては不適切である。 同様にそのメールでは他にも「これは申込みの確定ではありません」という注釈がついているが、「これは受講の確定ではありません」の間違いではないか。 ・2例目。視聴覚資料の利用方法の案内があるが、この7項で、視聴覚資料のご要望について、ご要望はカウンターで伝えるか、所定の用紙に記入せよとあるが、すぐその次にリクエストの形では受け付けませんと書いてある。同じ節の中に矛盾することが書いてあって、それが 	<p>ご意見として承りました。</p>
----	--	---------------------

	<p>そのまま印刷されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 例目。先ほどのロッカーの関連で、サークルロッカーを無料で使用できるという方針は変えませんというご返事をいただいたが、その理由に書いてあるのが、要は利用者に負担いただいていないために無料にいたしますという内容だった。同じことを言っている。 <p>こういうことは他の日本語のわかる人が読めばすぐわかることなので、財団から出る書類としては不適切に感じる。必ず第三者がチェックし、財団の書類として適当か、恥ずかしくないかというのを確認してから発行して欲しい。</p> <p>また、こういう例がある課に起こったら、悪例教育として財団の全部に「こういう悪例がありましたからご注意ください」と周知すべきだ。今の管理者が管理者としての仕事をして欲しい。</p> <p>■市民カレッジの冒頭で、関連の本が図書館にあること、また視聴覚資料等の資料がある旨説明をしていただいているが、もっと具体的に、例えばドビュッシーであれば、「たづくりの6階に作品のCDが16種類あります、レーザーディスクも1種類あるので視聴してください」というような、その講座に関連した紹介の方法をしたらもっと利用率が上がると思う。</p>	
19	<p>(平成23年11月10日にいただいたご意見ご要望で今回の懇談会までやりとりが続いているもの)</p> <p>1 平成23年11月10日のご要望 グリーンホールのリハーサル室をホール利用者が使っていない時に借りられるようにして欲しい。</p> <p>2 平成24年6月16日のご要望</p>	<p>1 平成23年11月10日のご要望を受け、その後の対応結果 条例上、グリーンホールのリハーサル室は、グリーンホールの大ホールの附随施設に当たります。当財団の運用においても、ご希望の貸出し方法がとれない旨、ご理解をお願いいたします</p> <p>2 平成24年6月16日の回答</p>

空いている時間があるのではあれば、練習場所が少ないというところの解消方法として、引き続き検討をお願いしたい。確か以前はこういう条例上の問題というよりも、防犯上の問題、施設管理上の問題と言われていたが工夫をしていただきたい。条例でも変更できないわけではないと思う。

3 平成24年11月8日のご要望

今回、対応表の中で説明があったグリーンホールのリハーサル室をホールの附随施設として使っていない時に一般の練習用として使用させて欲しいということについて。防犯上や規定上の問題もあるかもしれないが、サークルをやっている我々にとり、練習場所の確保に苦労しているので工夫してもらいたい。

今すぐにはできないにしても、例えば改修時や、たづくりのくすのきホールに連結しているリハーサル室であれば、諸室と同じような申込

グリーンホールのリハーサル室について3点現状をお知らせします。

1点目は周知の問題です。リハーサル室は、大ホールの利用がない状態ということが1つ条件になりますが、この確定が予定日の3日前になります。そこからリハーサル室の空室告知を3日という、非常に短い期間で行うということから、公平に周知ができるかどうかというところで難しいということです。

2点目は、アクセスの問題です。階段のみで上の階まで上がっていくというところから、結果的に一部の方しか使えなくなってしまうことです。

3点目は防犯の面です。楽屋との間にある扉の鍵の変更や、システムの改修、それに伴い発生する警備員の人件費などによる費用の増加などの問題もあります。

また、それに伴って条例の問題もありますが、音楽の練習スペースがないという問題等々の意見をお伺いしながら、この先どうしていくかという話になると思います。

3 平成24年11月8日の回答

ご要望として承りました。

	<p>み時期でやっているのです、今後の検討課題としてはぜひ引き続き検討していただきたい。</p>	
20	<p>市内の施設の中で、社会教育施設等の文化施設ではないが、例えば児童館で、公民館などで使わなくなったピアノを回すやりくりを今までもしてもらっていた。しかし、予算の削減等で例えば児童館の学習室のようなところに本来の使用目的ではないものを置くと、「メンテナンスで維持費も出ないため壊れたら直せません、だから今度撤去してしまいますよ」ということを言われることがある。</p> <p>この内容は財団に言うべきことではないと思うが、行政の施設を必要な人に提供できるように検討していただきたい。市で意見交換会のようにそういうことを検討する場があるだろうと思う。</p> <p>例えばピアノは、児童館にあれば、その子どもたちと一緒に使うチャンスもまたあるだろうと思うので、不足しているところのカバーを他のところで共有できるような検討を関係の部署にも諮っていただきたい。</p> <p>我々はまた公民館の館長などにもお願いしていきますが、こちらにもお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
21	<p>1 2階のレストランの金額が高い。たづくり内には1階と1 2階しか食堂がないので、もう少し安いメニューがあれば良いと思う。</p> <p>また、他市の公共施設では、障がい者の人を2、3人雇用して配達する役割をしてもらうなどの形で働いてもらっていることがあるようなので、そういう場も提供できるのではないかと思う。せっかくレストランがあるので、そのような場の提供についてはどう考えているのか。</p>	<p>(調布市文化振興課の回答)</p> <p>レストランの運営は、財団ではなく市が大家となっており、椅子やキッチンなどを整備した上で、手を挙げてくれた業者がテナント料を市に払って営業しています。</p> <p>最初の業者を決めるときには、あちこちに声をおかけした中で、今運営しているジューキさんに入っていたと記憶しております。メニューの値段は話し合いで決めています。1 2階は市民の方に配食サービスをするというスタンスでやっていただいています。また、1階は、ゆっくりお茶を飲みながら打ち合わせをしていただけるようなスペースとして、たづくり開館以来やっていると聞いています。</p>

		<p>ただ、時代も変わり、市民の方の意見としては、カフェ風や〇〇ボックスなどコーヒーのテイクアウトサービスのご要望、フルサービスをせずセルフサービスで良いとのご要望、外で持って帰れる軽食を提供して欲しいというご要望などもあり、業者と値段も含め話し合いをしているところです。</p> <p>1階の喫茶室はコーヒーのテイクアウトができるようになり、コクのあるコーヒーを250円でサービスしておりますので、ご利用いただければと思います。たくさんご活用いただけると、需要と供給のお話で値段の交渉もしやすいと思います。</p> <p>売り上げ等を勘案して協議しながら、値段は業者から市に報告のうえで決め、新しいメニューについての相談も事前に行うなど様々のことを決めております。</p>
22	<p>項目2-1関連だが、たづくり1階エントランスホールに障がい者の方たちが作ったクッキーを置くなどのスペースを設けられないか。</p> <p>市役所の食堂の横と総合福祉センター入口で、障がい者の方たちが作ったクッキーなどを売っている。しかし、たづくりに比べたらそこに出入りする人は少ない。市内の複数の福祉団体で障がい者の方たちがクッキーなどを作っていて、障がい者が運営しているお店も現実にある。たづくりは利用者の数が多いので、そういう人たちへの支援ができるとよいと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
23	<p>項目1-3で、たづくりにある学習室等以外の空間が良いという意見もあったが、私はできるだけ多く学習室等の市民が活動できる場を作って欲しい。10階やホールの空間がもったいない。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
24	<p>10階のフリースペースにあった椅子はなぜ無くなったのか。空間が空いていてもったいない。</p>	<p>主に10階のお部屋をご利用の方が、始まる前や終わった後にお話しできるように設置されていたものです。フラットな椅子であることから、いわゆる浮浪者といわれる方たちが自由に利用することになってしまい</p>

		ました。警備員が巡回を15分おきにしており、その際に注意を促していましたが、その方たちに対する不満の声と、そこにその方々がいることを大変怖く感じる利用者の方がいらっしゃり、椅子をその方々が利用するかどうかにかかわらず設置して欲しくないというお声もあったため、今の状況になりました。
25	地域センターの紹介について、たづくり1階に紙を置いておくなどPRはできないか。調布には地域センターが多くとても使い勝手がよい。しかし、その存在を知らない人が多い。	ご意見として承ります。
26	もっと多くの方が参加するように、利用者懇談会の告知をうまくやって欲しい。	ご意見として承ります。